

平安末期の武士の家系意識

——名前の構成・使用の観点から——

潘 蕾

はじめに

平安時代末期の中央政界で急速に台頭した勢力は武士である。関白・藤原忠通の六男として生まれ、後に出家して天台座主を四度もつとめた僧の慈円（1155～1225）は、その著『愚管抄』の中で、保元の乱を境にしてすっかり「ムサノ世」となってしまったと感嘆し、さらに、『大鏡』などの歴史物語について、「ソレハミナ、タダヨキ事ヲノミシルサント」したもので、武者の世を描きえないと記している。慈円は「武士」ではなく、「ムサ」（すなわち武者）という表現を用いたが、武者も武士と同義の言葉で、武芸を職能とする集団またその構成員のことを指していると思われる。この「武士の世」の到来に伴い、武士を主人公とした数多くの軍記物語が著された。軍記物語は歴史上の合戦を題材とするものであるが、事実をありのままに記録する実録ではなく、武勇伝や恋愛などを後世に伝えるための物語（フィクション）である。とは言い、合戦時の時代背景などを探る書物として、軍事物語は有用である。本考察では、平安末期の武士を主人公とする軍記物語などの書物の解説を通じ、平安時代末期において、武士の各種の名前がどのように構成され、いかに使用されたかを明らかにしたい。その上、名前の構成・使用の観点から、この時代の武士の家系意識を考えてみたい。

一. 武士の名乗りに見る家系意識

保元元（1156）年に京都に起った保元の乱の顛末を描いた軍記物語『保元物語』上の「官軍方々手分けの事」のところに、

「清和天皇十代の皇胤、六孫王の末葉、摂津守頼光のおとゝ、大和守頼親に五代、中務丞頼治が孫、下野守親弘が嫡子、大和国の住人、宇野七郎親治と申す者なり。」¹

という記述があり、武士が戦場で敵と戦う前に自分の名を声高らかに言うという名乗りの場面の描写である。この場面では源親治が「宇野七郎親治」と実名と通称とを併称しているが、平安時代末期の武士の間では、実名と通称とを併称することが一般的に行われていたと思われる。ほかの例を見ると、保元の乱の三年

後の平治元（1159）年に起った平治の乱の顛末を叙した軍記物語『平治物語』中の「待賢門の軍の事」のところに、

「此手の大將軍は何ものぞ。名乗や、きかむ。かく申は、清和天皇の後胤、左馬頭義朝の嫡子、鎌倉悪源太義平と云ものなり。十五年、武蔵国大倉〔のいくさ〕大将として、伯父帯刀先生義賢をうちしより以来、度々の合戦に一度も不覚の名をとらず。生年十九歳、見参せん」²

という名乗りの場面が記されており、そこにも「悪源太義平」、「帯刀先生義賢」のように、実名と通称が併称されているのである。しかも、ここで興味深いのは、源親治の「宇野七郎親治」と源義平（1141～1160）の「悪源太義平」が共に自称に用いられていることであり、同様な現象は同時代の天皇家・公家にはほとんど見られないのである。武士が自ら実名と通称とを併称することには家系尊重の意識が働いていると思われる。つまり、「鎌倉悪源太」という通称には鎌倉の領地を持つ源家の嫡男という情報が含まれ、それを名乗ることによって、義平は自分の所属する「家」と「家」における地位を相手に知らせ、由緒ある武士の家柄の出であることをアピールすることができたのである。

二. 武士の実名敬避に見る家系意識

実名と通称との併称は同時代の天皇家・公家にも見られた。ただし、『玉葉』元暦二（1185）年四月四日条に、作者・九条兼実が同じく公卿に列している平時忠（1128～1189）のことを、その通称「平大納言」と実名「時忠」とを合わせて「平大納言時忠」と称したことが示しているように、実名と通称との併称を他称に使うことがあっても、自称に使うことがほとんどない。このような現象には実名敬避の考え方が潜んでいると思われる。実名敬避とは、実名の公称を忌避することであり、「秘名」、「避称」、「避書」という三つの形態が見られる。この時代の日本人は、「人間の本当の名前（つまり実名）は単なる符号ではなく、人間の人格そのものである」と真剣に考えているため、実名を大切に、通称をはじめとする他の種類の名前に「個人の識別」という役割を果させたのである。

第77代後白河天皇の皇子・以仁王（1151～1180）を例にして見ると、王と同じ時代を生きてきた公卿・九条兼実（1149～1207）が書き残した日記『玉葉』（治承四年四月二十二日条、治承四年五月十五日条など）と公卿・中山忠親（1132～1195）が書き残した日記『山槐記』（治承四年五月十五日条、治承四年五月二十六日条など）においても、兼実の弟・慈円（1155～1225）が記した歴史書『愚管抄』（巻第五・高倉など）においても、また鎌倉幕府の複数の幕臣が幕府の記録や貴族の日記などを資料として編年体に綴った幕府の歴史書『吾妻鏡』（治承四年四月二十七日条、治承四年五月十五日条など）においても、さらに平安末期から鎌倉前期にかけての源平の争乱を叙事的に描いた軍記物語『平家物語』（巻第四・源氏揃い、巻第五・奈良炎上など）においても、以仁王は「三条宮」・「高倉宮」という通称で記されており、実名が登場することが極めて少ないのである。

一方、武士の間では実名の敬避が行われていなかったわけではなく、「前九年の役」を主題とした軍記物語『陸奥話記』に見える安倍頼時（？～1057）の改名話がこのことを裏付けている。「大守の名に同じきこと、禁に有るが故なり。」³と明記されているように、陸奥国の豪族である安倍頼時が自ら実名を「頼良」から「頼時」に改めたのは、「頼良」が時の陸奥守兼鎮守府将軍・源頼義（天喜元（1053）年補任）の「頼義」と同訓だからである。武士の実名も敬避の対象であったことはほかの資料からも確認できる。

『平家物語』の巻第十一の「嗣信最期」の部分に、文治元（1185）年二月十九日の屋島の戦での名乗りの場面について克明な描写がある。海を隔てて源氏方の軍勢は平氏方の軍勢に対し、まず大將軍の源義経（1158～1189）が、

「一院（＝後白河法皇。——筆者注）の御使、檢非違使五位尉 源 義経」⁴

と大声で名乗り、次に伊豆の国の住人田代冠者信綱が名乗り、続いて武蔵の国の住人金子十郎家忠、同与一親範、伊勢三郎義盛（？～1186）が名乗りをあげた。

その後さらに、後藤兵衛実基、実基の子の新兵衛基清、奥州の佐藤三郎兵衛嗣信、同四郎兵衛忠信、

江田源三、熊井太郎、武蔵坊弁慶（？～1189）などという兵どもが声々に名乗った。しかし、平氏方の越中次郎兵衛盛嗣は、

「名のられつるとは聞きつれども、海上はるかにへだゝって、その仮名・実名分明ならず。けふの源氏の大將軍は誰人でおはしますぞ」⁵

と聞き返した。すると、今度は源義経自身ではなく、郎等の伊勢三郎義盛が、

「こともおろかや、清和天皇十代の御末、鎌倉殿の御弟、九郎大夫判官 殿ぞかし」⁶

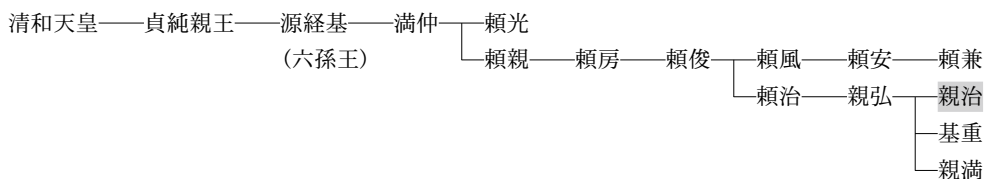
と答えたのである。以上の描写から伺えるように、従者である義盛が主人・源義経の代わりに名乗りをする場合、主人の通称・九郎大夫判官のみを称し、しかもその通称の後に「殿」という敬称接尾語をも付け加えたのである。また、主人の異母兄の源頼朝（1147～1199）に対しても、義盛は実名ではなく、頼朝の通称・鎌倉に「殿」を付け加えて称している。したがって、平安末期の武士の実名も敬避されていたと言えよう。とは言え、実名と通称との併称が自称にも用いられたことから伺えるように、武士の実名敬避は天皇家・公家ほど徹底されなかった。このことは武士の間では、実名は「敬避すべきもの」である以上、「家系を明示できるもの」でもであると強く意識されたことの表れであろう。

三. 武士の実名の構成に見る家系意識

上掲した源親治（1116～1186）の名乗りの場面においては、親治の先祖の名前も名乗られている。『続群書類従』の第五輯上・系図部（塙保己一／編、続群書類従完成会、1973）に掲載されている清和源氏の系図を参考にしながら以上の名前を繋げると、図1になる。

この図が示している通り、源親治の高祖父・頼房の代から「頼」の字がその子孫に代々継承される「通字」となっていたが、親治の実名にはこの字が含まれていない。このことは彼が宇野に住して「宇野七郎」と号したことで深く関わっていると思われる。つまり、親治の祖父・頼治が大和国宇智郡宇野莊を本拠として初めて「宇野冠者」を号したが、親治の父・親弘は摂津

図1：源親治とその先祖の名前



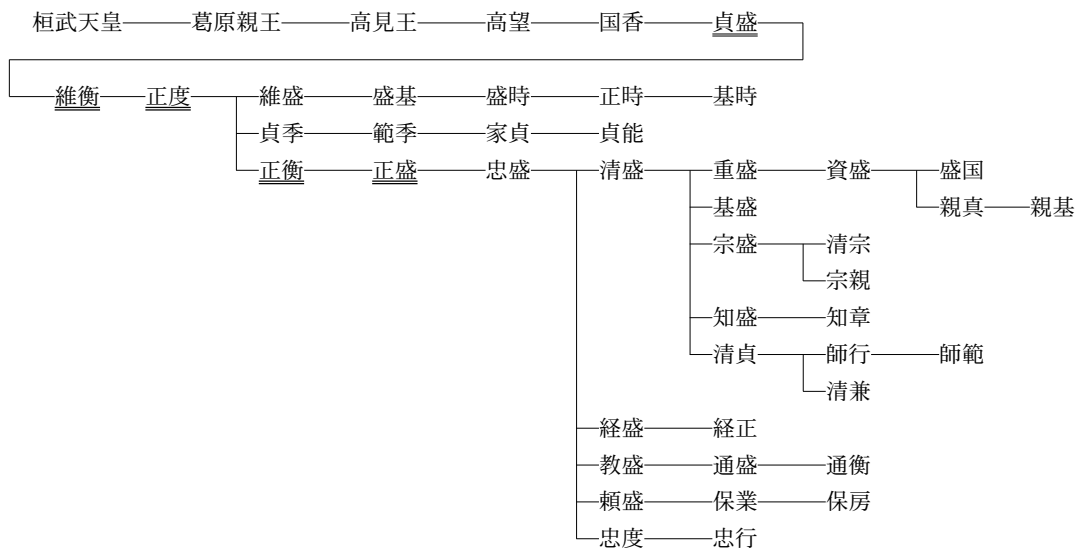
国豊島に住して下野権守に任じられたため「豊島^{としまの}権^{ごんの}守^{かみ}」を号とした。親治は保元の乱に際して左大臣・藤原頼長（1120～1156）の召に応じて上京し、崇徳上皇方に味方して捕らえられたが、後に許されて帰郷した。宇野荘の荘務は後に頼治から長男の親弘に譲られ、それ故、親治が宇野荘に住むこととなった。以来、「宇野」は親治の子孫が名乗る家名となり、親治は祖父・頼治と共に、基経流清和源氏から分かれ出た「宇野荘」を根拠地とする小集団（いわゆる「家」）の祖となったわけである。彼の実名には高祖父・頼房以来代々継承されてきた「頼」の代わりに、祖父・頼治及び父・親弘から継承した「親」と「治」が含まれていることの原因は正にここにあり、新しくできた小集団の根拠地となる宇野荘は遠祖から伝来したものではなく、祖父・父から受け継いだものであったからであろう。こうした祖名継承の仕方は武士に多く見られ、新たに小集団ができるたびに、その集団において集団の成立に深く関わった特定の先祖の実名に用いられた文字が新たに通字として選出されることになったのである。

平安末期に全盛期を迎えた高望流桓武平氏を例にしてみると、平将門の乱で戦功を立てた貞盛^{さだもり}の子の維衡^{これひら}（生没年未詳）は、初め東国で活躍していたが、十世紀末に同族の致頼と伊勢国で合戦に及び、「両人は多数の郎等を率い年来、伊勢国神郡に住む」と言われ（『権記』）、同国で権力を扶植して伊勢平氏の祖とされ

た。伊勢平氏は伊勢国多度神宮寺を氏寺とし、嫡流は正度⇒正衡⇒正盛へと継承され、十二世紀初めの院政創始期に維衡の曾孫・正盛（生没年未詳）が白河院との結びつきを強め、また源義親（?～1108）の謀反の時に因幡守としてその追討に当たり、出雲国でこれを討滅して武名をあげた。さらに、正盛は但馬・備前・讃岐などの西国諸国の国守を歴任し、財力を得て中央における桓武平氏の基礎を固めたのである。

以上の考察を踏まえ上で、図2に挙げた高望流桓武平氏の名前を見ると、維衡以後、「正」の字が通字としてその嫡流に定着するようになったが、正盛以後、正に代って「盛」の字が正盛の子孫が代々継承する通字となったのである。言い換えると、高望流桓武平氏という大きな集団から別れ出た伊勢平氏という小集団の標識として、「正」という通字が選ばれたが、正盛の活躍により、その名前の中の通字ではないもう一方の文字「盛」が新たな通字に選出され、そこには正盛の業績を継承するという意識が働いていると思われる。なお、図2が示している通り、この「盛」の字が初めて高望流桓武平氏の実名に使用されたのは、平将門の乱で戦功をあげて後の平氏一門の繁栄に大きく貢献した貞盛であり、したがって、この文字の通字化は「貞盛から正盛へ」という家系への尊重の現れであると看取できよう。むろん、通字は祖名継承の一形態であるが、同時代の公家の祖名継承は父系直系先祖の実名の文字を不規則に継承するという形をとっているこ

図2：高望流桓武平氏略図



注：この図の作成にあたって、『尊卑分脈』（黒板勝美・国史大系編修会／編、吉川弘文館）と『統群書類従』（塙保己一／原編；太田藤四郎／補編、統群書類従完成会）の中の桓武平氏の系図及び関係史料の記述を参考にした。

とが多い（師房流村上源氏・高棟流桓武平氏・道隆流藤原氏など）のに対し、この形態は天皇家と共通している。天皇家において、「仁」という字が男子名に代々伝わる通字となっている。

四. 武士の通称の構成に見る家系意識

家系尊重の意識が武士の通称にも表れている。上掲した武士の名乗りの場面に登場している通称を見れば、宇野七郎（源親治）、悪源太（源義平）、九郎太夫判官（源義経）などのように、兄弟における順位に因んだ通称は実に多い。同時代の天皇家・公家においても、兄弟における順位に由来する通称も多いが、それらの通称のほとんどは主に幼少時代に使われ、幼名としての性格が強い。しかし、名乗りの場面に使われるところからすれば、武士の兄弟における順位に因んだ通称は成人後にも使われていたと伺える。このことを裏付ける資料は室町初期に成立した準軍記物語『義経記』巻二の「遮那王殿元服の事」に見え、そこには父・義朝（1123～1160頃）の舅の家であった熱田社で元服を迎えた源義経が、

「左馬頭殿の子ども、嫡子悪源太、二男朝長、三男兵衛佐、四蒲殿、五郎げんじの君、六郎は卿の君、七郎は悪禪師の君、我は左馬八郎とこそ云はるべきに、保元の合戦に叔父鎮西八郎名を流し給ひし事なれば、その跡をつがん事よしなし。末になる共くるしかるまじ。我は左馬九郎と云はるべし。実名は祖父は為義、父は義朝、兄は義平と申〔し〕ける。われは義経と言はれん」⁷

と自らの実名及び通称を決めたと描かれている。この描写は、武士の命名にあたって、誰の何番目の息子ということが重要な意味を持っていたことを物語っており、強いて言えば、通称を以って兄弟における順位を明示することは武士としての「義務」であったのである。

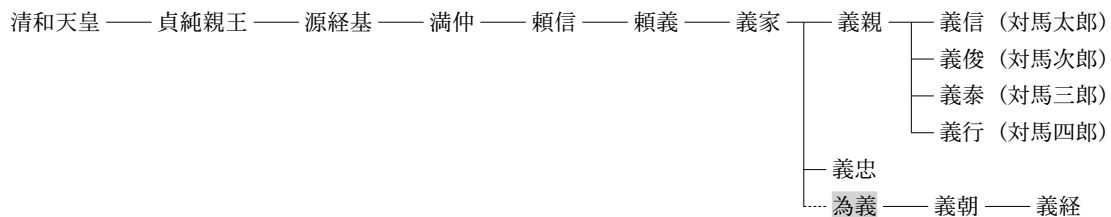
ただし、「義経は義朝の八男でありながら、叔父の鎮西八郎・為朝を憚って九郎と名乗った」という記述は他の資料と対応関係が薄く、そこには作者の創作

意図が入っていると思われるため、そのまま鵜呑みにするわけにはいかない。しかし、この記述は、「院政時代以来、武士の「〇郎」という通称とその所有者の実際の出生順位との間には必然的な因果関係はなかったことの名残りだと言えよう。その実例として、前掲した源親治は父・親弘の長男であるにも関わらず、「宇野七郎」と号したことが挙げられる。こうした現象には多くの要素が絡んでいると思われ、義経の例に見られる忌避思想のほか、養父子関係の存在もその要素の一つだと思われる。例えば、源義経の父・為義は源義親の四男として生まれ、六条堀河に住居を構え、天仁二（1109）年に左衛門衛に、そして久安二（1146）年に検非違使に任じられたため、「六条判官」と称されたが、兄弟における順位が通称に含まれていない。これに対し、為義の兄の義信・義俊・義泰はそれぞれ「対馬太郎」・「対馬次郎」・「対馬三郎」を、そして弟の義行は「対馬四郎」の通称を持っている。つまり、為義の義親の四男という順位は弟の義行に取って代わられたのである。このこと背景には、為義が父の謀反のために叔父・義忠の養子となったが、養父の没した後に祖父・義家の養子となって源家の嫡流を継いだ（図3を参照）ことがあると思われる。これらの例から伺えるように、武士の通称に見える兄弟の順位名はその所有者の所属する「家」（必ずしも出自の「家」ではない）を明記するものでもあり、家系意識の強さが伺えよう。

五. 幼名の構成に見る家系意識

ここでは、武家政治を創始して鎌倉幕府の初代将軍となった源頼朝（1147～1199）とその正室・北条政子（1157～1225）との間に儲けた二男二女の幼名に注目しよう。四人の幼名はそれぞれ大姫、幡〔万〕寿（頼家）、三幡、千幡（実朝）であるとされる⁸が、長女の大姫を除く三人には共に「幡」の字が付けられている。「大姫」は貴人の一番年長の娘という意味を表す普通名詞でもあるので、この名前は恐らく兄弟・姉妹における順位に因んだ通称をそのまま幼名化したも

図3：六条判官・源為義の出自



のであり、厳格に言えば、他の付けられた三つの幼名とは異質の存在である。したがって、ここでは大姫を除くものを一グループとして、その特徴を考えてみたい。形からすれば、この三つの名前は共に漢字二文字からなっている上に、共通する文字・幡も含まれており、幼名でありながら実名に近い形をとっている。というのは、平維盛の「松王」や源義経の「遮那王」、そして阿野全成の「今若丸」や三浦光村の「駒若丸」などの実例が示しているように、同時代の武士の幼名の基本形は「〇〇王」もしくは「〇〇丸」であった。しかし、頼家と実朝の幼名には「王」も「丸」も含まれていない。一方、前述したように、同時代の武士が実名に通字が与えられることが一般的であったため、兄弟同士が名に同じ文字が含まれることが多い。そうした共通の文字はさらに次代の男子らに与えられ、すると、父子・祖孫・舅甥が名に同じ字を持つようになる。そして、上述した実名の命名法に順応するかのよう、幡寿こと源頼家（1182～1204）の子の中に、「一幡」「千寿」を幼名とする者がいるが、幡も寿も彼らの父親の幼名に使われたものであったため、父の幼名の文字に対する継承であった。この実例から看取できるように、平安末期の末期ともなると、一部の武家では幼名の形式上の実名風化が進められ、実名が果たした「家系を明示する」という役割は、幼名にも分担されることになったのである。

おわりに

平安時代末期においては、社会的地位の上昇につれ、武士たちの間には自らの立場に対する自負の念が膨らんでいった。彼らは公家や庶民いずれとも異なる独自の技能と生活形態・倫理を共有する集団であることを次第に誇りにするようになった。以上の考察によって明らかになったように、武士のこうした誇りは名前の構成・使用にも現れている。構成の面から見ると、武士は平安前期に天皇家から始まって次第に公家に広まった通字命名法を取り入れて実名の形式を整えたばかりでなく、幼名にもこれを導入した。使用の面から見ると、武士の実名を敬避の対象としながら、名乗りの場実に実名と通称とを併称したのである。これらの構成・使用は同時代の天皇家・公家の名前には見られないため、武士による「改造」だと言えよう。改造

により、武士の名前は武士の社会的身分を示すものとなった上に、各自の所属する「家」を明記するものもなっている。名前を以って社会的身分及び所属する「家」を表明しようとする武士たちの間では、家系が極めて重要視されていたと考えられよう。

注

- 1 永積安明・島田勇雄／校注『保元物語・平治物語』日本古典文学大系31、岩波書店、1961、p.69。
- 2 同上、p.225。
- 3 柳瀬喜代夫・他／校注『将門記・陸奥話記・保元物語・平治物語』新編日本古典文学全集41、小学館、2002、p.138。
- 4 梶原正昭・山下宏明／校注『平家物語（下）』新日本古典文学大系45、1993、p.269。
- 5 同上、p.270。
- 6 同上。
- 7 岡見正雄／校注『義経記』日本古典文学大系37、岩波書店、1959、pp. 64～65。
- 8 奥富敬之『苗字と名前を知る字典』東京堂出版、2007、pp.197～198。

参考文献

- ・岡見正雄・赤松俊秀／校注『愚管抄』日本古典文学大系86、岩波書店、1986
- ・神宮司彦／編『古事類苑』姓名部、吉川弘文館、1985
- ・穂積陳重『実名敬避俗研究』刀江書院、1926
- ・渡辺三男『日本の人名』毎日新聞社、1967
- ・奥富敬之『日本人の名前の歴史』新人物往来社、1999
- ・渡辺保『源義経』人物叢書（新装版）、吉川弘文館、1986
- ・五味文彦『源義経』岩波書店、2004
- ・飯沼賢司「人名小考——中世の身分・イエ・社会をめぐる」（竹内理三先生喜寿記念論文刊行会／編『荘園制と中世社会』竹内理三先生喜寿記念論文集（下巻）東京堂、1984）
- ・明石一紀「鎌倉武士の「家」——父系集団から単独のイエへ」（伊東聖子・河野信子／編『女と男の時空——日本女性史再考（Ⅱおんなとおとこの誕生——古代から中世へ）』藤原書店、1996）